近代の鷹匠と宮内省

はじめに

鷹匠やその組織についてはほとんど記述がない。 が実際におこなっていた鷹の調教方法や狩猟方法、狩猟道具についてであり、 に解説が付されている。しかし、同書で記述されているのは、近代の宮内省 匠をめぐる組織と制度について明らかにするものである。近代の宮内省によ 放鷹史、 る鷹猟については、 本稿は、 朝鮮放鷹史、 明治期以降に宮内省が保存した鷹猟に注目し、それを担う鷹と鷹 戦前に宮内省式部職が刊行した『放鷹』に詳しい。本邦 宮内省に於ける放鷹などの項目が立てられ、それぞれ

皇や公家が鷹狩を実施していたこと、朝廷にも御鷹師奉行 そうしたなか、 世の鷹狩権は幕藩領主の特権と見なされ、 った職が置かれていたこと、公家の鷹狩に制限を加えたのは幕府ではなく天 ことは少なく、 ここで近世の皇室と鷹猟(鷹狩)について、まとめておきたい。従来、近 天皇、 根崎光男の研究は重要である。根崎は、 朝廷と鷹狩との関係についてはほとんど研究がない。 天皇や公家の鷹狩権が意識される 近世前期において天 (御鷹奉行) とい

篠

﨑

佑

太

られ、 皇の叡慮であったこと、 い点である。 は、明治維新を経て近代の鷹匠について検討する本稿においても、意識した 朝廷における鷹狩は、 の間でも諸鳥をめぐる贈答儀礼があったことなどを明らかにした。しかし、 根崎も 「時間的な変化の究明」が必要であると指摘している。これら 近世中後期にかけて衰退・縮小していったものと考え 朝幕間のみならず天皇―公家間、 あるいは公家同士

書は、「鷹狩の歴史を通史として描いた」はじめての本で、古代から近世ま てはいるが、前近代のような王権との結びつきや鷹を所有することへの特権 『放鷹』を取り上げながら「明治になると、鷹狩は……宮内省に引き継がれ たことで、鷹狩の歴史は終焉を迎えたから」であるとする。 田は「江戸時代の末に将軍や大名たちが鷹狩を中止し、鷹場制度が廃止され 匠についてはほとんど言及がない。 おいては基本文献となるだろう一冊である。しかしながら、 での鷹狩の歴史を全一八章と一〇のコラムで描いている。今後の鷹狩研究に いては、近年編まれた福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』に詳しい。同 鷹猟については前近代から大部な研究蓄積がある。その研究史の概要につ 近代以降を欠く理由について、 さらに、 近代の鷹猟や鷹

述べている。
述べている。
述べている。
述べている。

が、行いの日本の鷹狩文化についての通史を叙述する」と権的に営まれてきた前近代の日本の鷹狩文化についての通史を叙述する」と権的に営まれてきた前近代の鷹狩と近代以降は取り上げず「伝統的・特的意識などは失われており、前近代の鷹狩と近代以降の鷹狩は大きくその役的意識などは失われており、前近代の鷹狩と近代以降の鷹狩は大きくその役

明治 入り、 地が残る。つまり、 生まれで幕府の鷹匠としてほとんど経験のない小林が鴨場の復興を担えたの あるので差し引いて検討しなければならず、 回顧を引用しながら「明治一二年、 取り上げた研究は管見の限りほとんどない。幕末期の鷹場制度を取り上げた げたに過ぎない。それだけでなく、 なっていない、という研究状況があるのではないかと考えてい 計画がすでに明治六年頃持ち上がっていたらしいが、この時は頓挫したとい 安田寛子が、 しかし、既に述べたように、『放鷹』は宮内省における狩猟方法を取り上 と指摘するほど、 あるいは宮内省に鷹匠という「組織」 ただし、宮内省に正式に放鷹のための組織である鷹匠が設置されるのは 一四年政変後のことであった」と述べている。典拠が花見薫の回顧談で 浜離宮内にあった幕府の鴨場などの復興準備をすることになる。復興 近代を展望するなかで、 福田が「近代以降の鷹狩は大きくその役割を変容させ 近代の宮内省における鷹猟の実態については明らかに 諏訪流第一四代小林宇太郎氏が宮内省に 近代以降の宮内省における鷹匠や鷹猟を 後述する戦後に鷹師を務めた花見薫の が出来上がったのかなど検討の余 果たして文久元年(一八六一)

鷹猟に限定され、禁猟区である江戸川筋御猟場において特権的に実施されて明治天皇の命を受けた「御猟」が実施されていたこと、②「御猟」は網猟と実施された「御猟」の実態を検討し、①宮内省主猟局長の山口正定を中心にこうした課題に対して、筆者は前稿で宮内省が設置した江戸川筋御猟場で

黎明期の宮内省鷹匠―主猟局設置以前―

たい。

いだに宮内省が採用した鷹匠の一覧を付けた(【表1】)。あわせて参照され

なお、本稿の末に明治十六年(一八八三)から昭和二十年(一九四五)

のあ

(1) 明治初年の宮内省鷹匠

実際に興行として鷹狩が実施されることは無かったが、 場原での鷹狩実施が差し支えるかどうか、 子エジンバラ公アルフレッドが来日した際には、 場制度が廃止されたからといって鷹猟の文化がその時点で断絶したわけでは 八八)に設置される以前の状況について明らかにしていきたい ない、という点である。 はじめに確認しておきたいことは、慶応三年(一八六七)に江戸幕府 本章では、鷹匠を管轄することになる宮内省主猟局が明治二十一年 例えば、 明治 一年に英国ヴィクトリア女王の第二皇 問い合わせをしている。 外国官判事から東京府へ駒 新政府が鷹狩を外賓 この時、 <u></u>八 0) 鷹

接待のための催しとして認識していた点は留意すべきであろう。

幕末期の「御鷹御用日記」のなかに名前がみえ、幕府お抱えの鷹匠であった相次いで宮内省から「御鷹御用掛」に任じられているのである。特に田中は、相次いで宮内省から「御鷹御用掛」に任じられているのである。特に田中は、おことができる。この年の七月に田中修三(恒三郎)と加納重次(十次郎)がることができる。この年の七月に田中修三(恒三郎)と加納重次(十次郎)がることができる。この年の七月に田中修三(恒三郎)と加納重次(十次郎)が

同四年十月には小林段蔵 ていたことがうかがえる。 いる。このように、宮内省は明治四年にかけて旧幕府の鷹匠を「御鷹御用印 える小林宇太郎の実父であり、彼もまた幕府の鷹匠であったことが知られて て宮内省に採用されている。小林は、 日には、 実際に田中や加納が採用された後、 あるいはその手代として採用し、 明治天皇が浜離宮へ行幸し放鷹を天覧している。この時には、「⑫」 「御鷹御用掛」として放鷹を披露したものと考えられる。さらに、 (鳩三)、 山本源之助の両名が「御鷹掛手代」とし 宮内省として鷹猟を再興させようとし 諏訪流一三代鷹匠で、 明治四年八月十八日および九月二十四 後に宮内省に仕 田中

る。いずれにせよ、明治四年前後これの再興を「時期尚早ということで、 ける宮内省の鷹猟復興は挫折してしまったのである。 何らかの理由でこれらは軌道にのらず、 う動きがあり、 源之助も罷免されたものと考えられる。その理由は判然としないが、 に宮内省の鷹匠を務めた花見薫の回顧では、 ところが、明治五年八月十四日、 いずれにせよ、 辞令は残されていないが、恐らく御鷹掛手代であった小林段蔵と山本 田中修三ら幕府以来の鷹匠が宮内省に雇用された。 明治四年前後に宮内省において鷹猟を再興させようとい 突然田中と加納は御鷹掛を免じられてし この時はお流れ」になったと述べてい 田中らは罷免となり、 明治初年に宮内省におこった鷹 明治初年にお しかし、 昭和期

(2) 浜離宮の再興と鷹匠

田家に召し抱えられるなど、鷹狩の流派ごとに大名華族に召し抱えられてい流の「千駄木組」は伊達家へ、吉田流の「雑司ヶ谷組」は旧加賀藩主家の前流の「千駄木組」は伊達家へ、吉田流の「雑司ヶ谷組」は旧加賀藩主家の前間家に召し抱えられるなど、鷹狩の流派ごとに大名華族に召し抱えられていり、のように取り明治五年(一八七二)に宮内省を罷免となった鷹匠らは、どのように取り

のち、 された。さらに実際に鷹猟を実施した黒田邸猟場担当の鷹匠二名は、 た際も、 たという。このように、幕府が瓦解し、 物御苑 黒田家の邸内には一大鴨池があり、 知はアメリカへ留学中であったため、 実際、 鷹匠たちは大名華族の庇護を受けていたことがうかがえる。 (現新宿御苑) 内に鴨場が創設されると宮内省に勤務するようになっ 同家の庭園にて鴨猟と放鷹を天覧している。この時、 明治八年一月三十一日に明治天皇が旧福岡藩主家の黒田邸へ行幸し 世に知られるもので、そこで放鷹が実施 養父の黒田長溥が応接にあたっている。 宮内省の鷹猟再興も未遂に終わった 当主の黒田

でいた。この時、 場幷濱方荷主ト結約シ、汽船ヲ以テ往復シ専ラ魚鳥を運漕、 郎と開航社という会社を興している。 る。 区麻布永坂町華族島津忠亮遊猟場飼付営業」とあり、 興味深い点は、 旅客ヲ搭載シ荷物ヲ輸送スルニアリ」とし、 明治十三年九月、 御鷹御用掛を罷免になった田中修三と加納重次の動向であ 東京府へ提出された資料には、 加納は東京府士族の小林新、 開航社は、 汽船を用いた運送業を営ん 加納の家業について「麻布 その営業目的を 神奈川県平民の塩谷孝三 他の鷹匠らと同様に 傍ラ依頼ニ応シ

業とすることが難しい社会状況であることがうかがえよう。 にであり、明治を迎えたのち大名華族の庇護を受けていながらも、鷹匠を生ようで、会社の肝煎として名前がみえる。こうした状況からは、もと幕府鷹よがわかる。さらに、明治十三年中には田中修三も開航社に合流していた納も旧佐土原藩主の大名華族家に雇われ鳥を飼い付ける業務に従事していた

鴨場・新銭座鴨場)の修繕である。 雇用される。この背景を考える時、注目すべきは浜離宮にある鴨場(庚申塔始める。明治十三年二月十六日、田中修三が内匠課雇として、再び宮内省にただし、こうした状況は開航社が設立された、明治十三年ころから変化し

っている。 ②1 七年に延遼館が外務省から宮内省へ移管され、 れている。明治二年、 は庭園として再整備されるも、 環として鷹場制度が復活したことにともない、 の管轄となり、 の維持管理が実施されるなど、鷹場としての機能が保たれた。 れていたが再度鷹場として整えられた。十八世紀を通じて鳥寄溜池 近世の浜離宮(当時は浜御殿)は、 外賓接待の場として利用している。 明治三年には浜殿から浜離宮と改称された。その後、 新政府は幕府海軍が設置した石室を延遼館として改造 基本的な鷹場としての機能は幕末まで維持さ 八代将軍徳川吉宗による享保改革の一 浜離宮は宮内省の、 それまで甲府藩の屋敷が置か 浜離宮一体が同省の管轄とな 延遼館は外務省 十九世紀以降 明治十 (鴨池)

いと鴨堀の修繕が、同年八月には「庚申塔大池」に土手が築造され、新銭座れている。また、明治十三年一月には浜離宮「庚申塔大池」(鴨池)の堀浚一年九月のことである。この時は鴨池の泥浚いと堀筋の付け替えがおこなわ 宮内省がこのような浜離宮にあった鴨池の整備に乗り出したのは、明治十

池を整備していることがわかる。 堀が新設されるなど、明治十三年に前後して宮内省が浜離宮と植物御苑の鴨鴨池も模様替えがおこなわれている。また、同年十二月には植物御苑にも鴨

三に宛て、次のように問い合わせている。
三に宛て、次のように問い合わせている。

(史料一)

候間、御評決之処御報知被下度候、此段申進候也、

北 思召御伺之上ならては御取計相成間敷と存候間、明日ニ而も宜敷趣ニ而、如何之御模様ニ可有之哉、可然御賢考之上何分之御回答被下度、近日之内於浜離宮、放鷹ヲ入供覧度存候処、是迄同所へ鷹御放之事無之

香川宮内大書記官 殿

六月一日

接伴掛

では外賓接待として放鷹をしたことがない、という意味だと考えられる。こている。既述の通り、明治四年には浜離宮で放鷹の天覧があったので、ここ良いか、あるいは明治天皇の思し召しをうかがう必要があるか、香川に尋ね離宮ではこれまで鷹を放したことはないと聞いているのでどのようにすれば弊須賀は、接遇の一環として浜離宮での放鷹を企図している。しかし、浜

放鷹が催されていることがうかがえよう。 宗城なども鷹匠と一緒に放鷹し数羽の鷺を獲ている。外賓接待の一環として放鷹を許可している。実際、六月六日に放鷹が催され、旧宇和島藩主の伊達放鷹を許可している。実際、六月六日に放鷹が催され、旧宇和島藩主の伊達れに対して香川は、翌二日に「御差支之儀無之候間、可然御取計相成度」と、

内省は鷹匠の経験者たちを再び雇用し始めたのである。 接待が増え、 所掌する鴨池の新設・整備にあったことがうかがえる。いずれにせよ、外賓 さらに鷹匠として雇用されたのではなく、 内省に雇用されたのが田中修三らである。田中に続き、明治十五年二月には 御苑において鴨池が整備されるようになった。これと軌を一にして、 されている。ここから、 らが外賓接待を所掌する式部職ではなく、 小林宇太郎、 このように、鷹猟は外賓接待のなかで催されるようになり、 接待としての鷹猟の実施、 安藤知四、 彼らの本務が鷹猟そのものというよりは、 田中定次郎らが雇用されている。 鴨池整備の必要に迫られるなか、宮 あくまで「内匠課雇」として雇用 内匠課に雇われている点である。 留意すべきは、彼 浜離宮や植物 内匠課が 再び宮

3) 宮内省鷹匠の誕生

心となって鷹匠をまとめていくことになる。

「窓」の役職名として「鷹匠」が使われる嚆矢であり、以後、田中が中治十六年(一八八三)九月に田中修三は内匠課雇のまま鷹匠取締に任じられ前節のように、宮内省内匠課に鷹匠の経験者たちが雇われていくなか、明

同月十七日に習志野原御猟場、連光寺村御猟場など各地に設置された「御猟鴨場に関する事務が、新設の御猟場掛へすべて引き渡された。御猟場掛は、さらに、明治十七年一月十九日に内匠課が中心となって整備が進められた

従の山口正定が務めている。場一切ノ事務ヲ主管」する部局として宮内省内に置かれた。御猟場掛長は場一切ノ事務ヲ主管」する部局として宮内省内に置かれた。御猟場掛長は

ち、 と共に「御鷹御用掛」となった加納重次が鷹匠に任じられている。このよう(3) 二月には一月十七日付で辞職した田中定次郎の後任として、 の異動を命じられている。田中修三林宇太郎、安藤知四、田中権之助、 規程を裏付けるように、明治十七年一月十八日には田中修三、広沢徳辰、 鴨場に留まらず御猟場へと広がっていくのである。 されており、 鷹匠にそれぞれ任じられ、名実ともに宮内省に鷹匠が誕生した。また、 賞罰共掛書記官ト協議ノ上、 条に「御猟場掛侍従長ハ掛属官幷監守長以下及鷹匠等ノ勤怠ヲ勘査シ其進退 に、明治十七年に御猟場掛が設置されると、 御猟場掛の設置と同時に定められた 鷹匠らの人事賞罰についても御猟場掛の管轄下に入ることがうかがえる 役職として「鷹匠」に任じられている。この後、 田中修三は引き続き鷹匠取締に、 宮内卿輔へ具申スルコト、ス」とある。 逸見與光の六名が内匠課から御猟場掛へ 「御猟場掛庶務規程」 鴨場と共に鷹匠も内匠課から移 明治初年に田中 広沢以下五名は をみると、 鷹匠の業務は

さらに、鷹匠の任免をめぐって興味深いことは、在野の鷹匠を採用している。高橋の採用にあたっては田中が身元保証人をつとめていることがあったことが想定された江戸川筋御猟場においては見回に任じられている。高橋の採用にあたっては田中が身元保証人をつとめていることから、何らかの交流があったことが想定される。高橋は上京し、田中宅に寄留していたようだが、明治十九年二月には宮内省雇を免じられている。その後、高橋にようだが、明治十九年二月には宮内省雇を免じられている。その後、高橋にようだが、明治十九年二月には宮内省雇を免じられている。その後、高橋にようだが、明治十九年二月には宮内省雇を免じられている。その後、高橋は大正四年八月に亡くなるまで江戸川筋御猟場の見回を務めている。

鷹匠の人材を確保するなかで、埼玉県平民である高橋豊吉を採用したが、こ が設置されると、正式に鷹匠という役職が設けられ、 とが相まって再び宮内省に鷹匠が採用されることで軌道に乗った。御猟場掛 御猟場掛へ移されると広沢徳辰や小林宇太郎らも鷹匠に任じられた。さらに 締に任じられた。その後、明治十七年に鴨場と共に鷹匠も内匠課から新設の く御猟場にも活躍の場を広げていくのである。 た宮内省における鷹猟の再興は、外賓接待による需要の高まりと、 れは長続きしなかったようである。このようにして明治初年に一度は挫折し このように、宮内省内匠課に採用された田中修三は、 鷹匠らは鴨場だけでな 明治十六年に鷹匠取 鴨場整備

宮内省の鷹匠をめぐる組織と人材養成

1 鷹匠をめぐる組織

観していきたい。 匠に任じられていった。ここでは、宮内省内の鷹匠をめぐる組織について概 前章で述べたように、 御猟場掛のもと内匠課から異動した田中修三らが鷹

鷹匠たちも式部職の管轄に移っている。 いる。 場掛であった。明治二十一年に御猟場掛が主猟局に改められ、 年に主猟寮が設置されると部局の変遷にともない主管部局が移り変わって まず、鷹匠を主管した部局であるが、明治十七年(一八八四)当初は御猟 その後、 大正十年(一九二一)に主猟寮が式部職内に改組されると、 さらに同四十

鷹匠の組織であるが、 鷹匠たちの上に置かれたのが鷹匠取締である。

> 明治四十二年六月には鷹師と改められ、以後は鷹師が鷹匠たちの取り纏めと三年十月に鷹匠長に改められ、この時は引き続き田中が務めている。さらに、 既述の通り、 明治十六年に田中修三が任じられている。鷹匠取締は明治三十

た次の書簡から明らかである。 員される。その理由は、 のちも維持されている。その後、明治三十二年五月に鷹匠の定員は七名に増 ?田中修三を除き六名の鷹匠が任じられており、 鷹匠の定員についても規定が設けられている。 主猟局長の山口正定から宮内大臣の田中光顕に宛て その定員は主猟局になった 御猟場掛の当初は鷹匠取締

0

して置かれている。

年額へ増加相成度、此段上請候也⁽4) 員相成、都合七人ト被相定、 テ御用便ニ相成可申、就テハ当局鷹匠定員六人ニ有之候処、 今以後鷹匠壱名在勤為致、平時充分取締為致候ハ、各種之狩猟ニ就キ都 鴨飼付ノミナラス、 給年額金百八拾円増加之義、予テ御達相成居候処、 ハ四季共ニ諸鳥捕獲之御用ニ不相立差支候間、 千葉県下新浜鴨場取締及鴨飼付之必要有之、曩キニ雑役雇壱名ヲ置キ俸 雁・鷺・鷭・千鳥等逐年増殖致シ来リ、 前記雑役雇俸給年額金百八拾円ヲ鷹匠俸給 此際雑役雇ヲ被相廃、 爾来同鴨場之義ハ只 雑役雇 更ニ壱人増 ニテ 自

しても利用された。 年に浜離宮、 目的とした狩猟の場として利用されたほか、 た新浜鴨場の管理体制の問題があったようである。新浜鴨場は、 史料によれば、 植物御苑についで設置された鴨場で、 鷹匠が増員となった背景には、 外賓・外交官の鴨場接待の場と 千葉県下行徳村に設置され 嘉仁親王の教育・遊覧を 明治二十六

安藤知四が新浜鴨場在勤を命じられている(【表1】)。 安藤知四が新浜鴨場在勤を命じられている(【表1】)。 安藤知四が新浜鴨場を節じられている(【表1】)。 安藤知四が新浜鴨場を節とられている(表1】)。

由は二つある。 制上は既述の通り御猟場掛、 に鷹匠の本部は浜離宮から埼玉鴨場へ移る。 ていくなかで、 った。こうした状況が大きく転換するのは、 の新浜鴨場や埼玉鴨場が新設されると、 最後にこうした鷹匠の組織がどこに置かれたのか、確認していきたい。 実際の鷹匠の組織は、 一つは、 街灯やネオンサインが増え、 東京が大正十二年に発生した関東大震災から復興し 主猟局、 当初は浜離宮に置かれていた。その後、 主猟寮と変遷し、最後は式部職内に置 各鴨場の在勤を命じられる鷹匠もあ 交通量も増し、 大正十五年のことである。 花見薫の回顧によれば、 物音や光に敏感 その理 同年 既述 職

きるということであった。
に運ばせていたが、本部が埼玉に移ればそうした費用や時間を省くことがで鷹の餌は埼玉県下に設置された江戸川筋御猟場の餌差が捕った鳥を御用商人の餌は埼玉県下に設置された江戸川筋御猟場の餌差が捕った鳥を御用商人の調練に必要な静けさや暗がりが得にくくなってしまったこと。二つは、

ちを取りまとめる役目として鷹匠取締が置かれ、次いで鷹匠長、 匠たちの本部は、 名に増員されている。これは鴨場の新設と軌を一にするものであり、 ない明治三十二年に七名となり、 れた。鷹匠については当初の定員は六名であったが、 京の復興および都市化のなかで埼玉鴨場へと移転していった。次に、 皇室の狩猟に関わる部局に置かれ、 人員が各鴨場に紐づけられていることがうかがえよう。 このように、鷹匠をめぐる組織は、 当初は浜離宮に置かれていたが、関東大震災後における東 明治四十年には埼玉鴨場の新設に先立ち八 最後は式部職へと改組された。 職制上は御猟場掛、 新浜鴨場の設置にとも 主猟局、 鷹師が置か 主猟寮と 鷹匠の

(2) 鷹匠養成規則の制定

実施している点がある。本節では、こうした鷹匠養成の制度について検討し近代における宮内省の鷹匠について、特徴的なことの一つに鷹匠の養成を

ていく。

で概要だけ述べると、古来より日本に伝来する放鷹術も、年々鷹匠が死亡し、んどであった。ところが、明治二十年代に入ると状況は転じ、後継者の不足家で既に鷹匠としての経験を積み、技術を持った人物を採用することがほと家に既に鷹匠としての経験を積み、技術を持った人物を採用することがほと

現在熟達した技術を持った者は宮内省が雇用する鷹匠二~三名程度となって は絶えてしまう、という状況であった。 しまった。その鷹匠も年齢が六十歳前後と高齢となり、 このままでは放鷹術

匠生徒養成規則」の制定を企図する。これは鷹匠志願者を募り、 こうした状況を打開するため、明治二十二年七月に宮内省主猟局では 三名を定員 「鷹

として鷹匠生徒とし、 臣土方久元の決裁により制定された。少し長文になるが、 技術の伝承を狙ったものであった。 この時に制定され 同規則は、 宮内大

た鷹匠養成規則の全文を次にあげる。

史料三

鷹匠養成規則

第 条 主猟局鷹匠志願者ハ第一第二書式ニ拠リ保証書ヲ添へ主猟局

へ願書差出スヘシ、

身元保証書ハ主猟局鷹匠幷戸主連署ニテ差出スモノトス

主猟局ニ於テハ鷹匠志願者三名ヲ限リ左ノ各項ニ照シ一時之

第

条

採用スルモノトス、爾後鷹匠生徒必用ト認ルトキハ更ニ人員

ヲ定メ経伺ノ上募集スルコトアルヘシ、

第 \equiv 条 採用合格

第一 年齢満十五年以上十八年マテ

終身鷹匠志願ノ者

普通平易ノ文字ヲ解シ得ル者

第四 勤務上ニ害アル疾病ナキ者

第五 性質耐忍ニシテ酒癖ナキ者

第 兀 条 採用合格者へハ主猟局鷹匠生徒申付ケ爾後満三ケ年間ハ壱ケ

月金五円ヲ手当トシテ下付スヘシ、

第 五. 条 生徒拝命後満三ケ年間ハ壱ケ年被服料金拾円ト定メ夏服金四

冬服金六円トシ拝命季節ニ応シ支給スルモノトス、

第 六 条 被服着用期月幷調製方左ノ通

夏服 六月、 七月、

調製方 上 五月、 五月、 冬夏十二 服服月、 ミユキブリ製バー月、四月、川月、四月、円月、<l 色地質セル

猟局雇鷹匠ヲ命シ別表ニ拠リ相当ノ月俸ヲ支給スルモノトス

堪へガタキ見込アルモノハ之ヲ差免スヘシ、

生徒練習中タリトモ向来成業ノ見込ナキ者、

或ハ発病勤務ニ

九

第

第

八

条

第

七

条

鷹匠生徒拝命後、

満三ケ年練習ノ上ハ其技倆ニ応シ、

更ニ主

条 徴兵募集セラレタルトキハ実役ヲ了ルノ後、 猶鷹匠生徒又ハ

鷹匠ニ復職スルモノトス、

徴兵実役中ハ鷹匠生徒又ハ雇鷹匠ヲ解キ、

手当金又ハ月

俸被服料等一時停止ス、

第 + 条 鷹匠生徒或ハ鷹匠ヨリ徴兵募集セラレタルモノ実役ヲ了リ、

予備兵ト相成ルトキハ速ニ主猟局へ届出へシ、

第十一 条 生徒中及ヒ雇鷹匠拝命後拾ケ年未満ニ於テ万一自己ノ都合ヲ

以テ退職願出又ハ徴兵実役ヲ了ルノ後復職セサルモノハ生徒

中二受取タル手当金ノ金額ヲ其本人ヨリ返納スルモノトス、

若本人ニ於テ返納ノ資力ナキトキハ其戸主幷保証人ヨリ返納

スルモノトス、

第十一 二条 生徒中ハ鷹匠取締ノ指揮ヲ受クヘキモノトス

第十四条 鷹匠月俸表左之通り、

(鷹匠月俸表略

者二ノミ適用スルモノトス、第十五条 此規則ハ鷹匠生徒及ヒ鷹匠生徒ヨリ雇鷹匠ニ採用セラレタル

匠生をめぐる環境が整えられ、規程も緩和されていることがうかがえる。 に各地へ出張する際の旅費についても支給されることが定められるなど、 集の年齢は一五歳から二○歳未満と改められ、 生徒は鷹匠生と改称された。そこでは、 過セシモノニ付」全面的に見直され、「主猟寮鷹匠生規則」と改められ鷹匠 取った手当金を返却する必要があるなど、厳しい規則であったことがわかる。 身につければ、その後宮内省の鷹匠に採用されるが、「成業ノ見込ナキ者」 金規程がなくなっている。さらに、同年六月には鷹匠生が放鷹術修習のためぽ で退職を願い出る者や徴兵実役後に復職しない者については、生徒中に受け などは罷免されるという。また、鷹匠に採用された後、十年以内に自己都合 のに限られた。 同規則は、 右によれば、 明治四十一年三月に制定から「殆ンド二十年ニ近キ長日月ヲ経 生徒としての採用はおよそ三年間が想定されており、技術を 鷹匠生徒は一五歳以上一八歳未満で、終身鷹匠を志願するも 定員は三名と変わらないものの、募 自己都合による退職の際の返 鷹

る(【表1】)。但し、大正十一年(一九二二)以降は鷹匠生が採用となっている(【表1】)。但し、大正十一年(一九二二)以降は鷹匠生が採用となっている(表1】)。但し、大正十一年(一九二二)以降は鷹匠生が採用となっている(表1】)。

である。
・鷹匠に彼ら三名を加えた最大十二名が宮内省の鷹匠組織を担っていたの承するために、鷹匠生徒(鷹匠生/鷹匠補、定員三名)が置かれていた。鷹正のように、鷹匠をめぐる組織は鷹師―鷹匠だけでなく、技術を次代に継

(3) 鷹匠生徒の採用

おり、まずはこれを確認していこう。(一八八九)に初めて鷹匠生徒を採用する試験に際してのメモが綴りこまれて(一八八九)に初めて鷹匠生徒を採用する試験に際してのメモが綴りこまれてでは、実際にこうした鷹匠生徒や鷹匠生がどのように採用され、研鑽を積では、実際にこうした鷹匠生徒や鷹匠生がどのように採用され、研鑽を積

【史料四】

- 一、椅子幷卓ヲ備へ属官二人、鷹匠取締列席ス
- 、志願者一人ツ、順次試験スル事、
- 習字ハ族籍、宿所、父兄ノ氏名、本人氏名、年齢及ヒ履歴ヲ自記ス

ル事

鷹匠生は八名が採用

次節で詳しく述べるが、結果として鷹匠生徒は三名、

読書ハ鷹匠養成規則ヲ通読セシム、

へ一同面謁有之事、(55) 右試験済 体格ハ〇眼力、 試験ノ結果書ヲ添へ長官へ上申ノ上、 ○耳力、○手足運動、 ○持病有無、 更二長官、 ○遺伝病有無、 主事勤務等

鷹匠生徒の試験が同日に リ長崎主事ト共ニ新宿御猟場ニ行ク、 ている。 ことがわかる。さらに試験後には、主猟局長である山口正定らに一同面謁し 取締である田中修三が臨席し、 このように、 山口の日記には、 試験自体は鷹に関わるものはなく、主猟局の属官二人と鷹匠 「新宿御猟場」 明治二十二年八月二十日条に「午後十一時半ヨ 読み書き能力と身体能力の確認が主であった 鷹匠生徒志願者三人ヲ試験ス」とあり、(56) (現新宿御苑) で実施されたことがわ

埼玉県宮代町)とあるように、 ニテ揚ケ鷹ヲ試ム」とある。 他之技術ニシテ同人実験上自得シタル要領、 次を同三十六年十月に再び採用し「当局鷹匠養成上必要有之候ニ付、 同年四月十九日には 逆井辺ノ耕地ヲ徘徊シ揚ケ鷹ヲ為シテ鷹匠生徒ノ修業ヲ一見」とある。また、 の様子を日記に書き留めている。例えば、明治二十四年三月二十九日には 三名が鷹匠生徒として採用されている(【表1】)。鷹匠生徒の訓練について - 晴天ニ乗シテ田中以下鷹匠数人ヲ伴ヒ、二郎三郎四郎を携テ、 右の試験を経て、 こうした実地のほかにも、 判然としないが、 明治二十二年十月に青木多計志、長谷川臣、 「安藤及ヒ鷹匠生徒等ト共ニ鷹ヲ携へ新井薬師裏ノ田圃 山口正定はしばしば訓練を見に行っていたようで、そ ここからは、 江戸川筋御猟場で実施されていたことがわか 明治二十六年三月に鷹匠を免じられた加納重 鷹匠生徒の訓練が 時々新宿動物園へ出席之上講述 「逆井辺」 亀井村ヨリ 佐藤平吉の 放鷹其 現

13

之事ヲ嘱託」 している。 *** 加納のような熟練の鷹匠からも指導を得る機会を設

けている

国にて戦死している。 まで鷹匠を務めているが、 事に鷹匠に採用されている。青木は一度の免職を挟み、 に鷹師となり、 こうした訓練を経て、 同九年六月まで務めている。 青木・長谷川・佐藤の三名は明治 佐藤は日露戦争に従軍し、 長谷川も大正八年 (一九一九) 明治三十七年十月に清 昭和四年 一十五年十月に無 (一九二九)

崎のように鷹匠生徒あるいは鷹匠生に採用され、 くなってきていたことを物語っている。また、【表1】を見れば、青木や石 きた鷹匠たちであったが、 九年に鷹師となるが同十一年六月に事故死している。これは鷹の調教中の交 る。 鷹の餌にする小鳥を捕る「餌差」らの子弟が多かったのです」と回顧してい 鷹を扱う家柄とかその縁故の者、 内省の鷹匠になる者は、私の師匠 四十一年に鷹匠生として採用された石崎政太郎と峯崎仙蔵である。このうち、 通事故であった。大正十五年に都市化を避けて浜離宮から埼玉鴨場へ移って通事故であった。 わる家の子弟が多かったようである。 御猟場の見回を、 石崎は埼玉県下荻島村(現越谷市) たが、 たようである。 鷹匠生徒については、この三名以外に採用は無かった。 鷹匠生徒や鷹匠生の供給源としては、石崎のように各御猟場の運営に関 鷹匠生のまま辞める者や鷹匠になってからも長続きしない者も多か 兄の長吉は餌差 昭和期に入ると埼玉鴨場の周辺もまた交通量が多 それから御猟場の「見廻り」や「監守」、 (小林宇太郎―筆者注) のように昔から代々 の出身であり、 (のちに見回)を務めていた。 花見が 石崎は前述の青木の跡を受けて、 鷹師にまで昇進するものも 父親の大次郎は江戸川筋 続く採用は、

の成果をあげたといえるだろう。の成果をあげたといえるだろう。とを考えれば、宮内省の鷹匠養成は一定程度鷹師を務めた花見薫も鷹匠補として採用された一人である。養成の結果、鷹鷹師を務めた花見薫も鷹匠補として採用された一人である。養成の結果、鷹の大術を伝承していった。本稿でもたびたび回顧を引用している戦後にの成果をあげたといえるだろう。

二鷹の捕獲

では、鷹匠を検討するにあたり、もう一つ重要な鷹について述べていきたい。ここまで宮内省における鷹匠をめぐる組織と人について述べてきた。本章

(1) 明治期における鷹の確保と捜索

記に次のように書き留めている。を訪れている。その際、田中が鷹の入手方法について語っており、山口は日を訪れている。その際、田中が鷹の入手方法について語っており、山口は日取締である田中修三が前日に入手した「熊鷹ノ児鷹」を見るために新宿御苑明治三十一年(一八九八)六月四日、主猟局長であった山口正定は、鷹匠

(史料五)

児ヲ生ムト云、若シ扇子ヲ置カスシテ児ヲ拉ケ去レバ再ヒ鷹ハ其巣ニ児ルモノナリ、十日前後ノ処ニテ猟師木ヲ攀リ扇子ヲ広テ鷹ノ巣ヲアオリ、一体鷹ハ一児ノモノニテ卵化ノ後、綿毛ト唱へテ一団ノ雪ノ如ク純白ナー体鷹ハ一児ノモノニテ卵化ノ後、綿毛ト唱へテ一団ノ雪ノ如ク純白ナ

飛テ之ヲ拉ケ食フ、カク児ヲ教育スル事数回ニシテ最早親鷹ノ世話 之ヲ食ハセルヲ得ルト云、 (61) 鷹食セス故ニ箸ニテ其肉ヲハサミ、 焼鉄ニテ血ヲ留メ之ヲ使用ス、爪モ同シ事ナリ、 ヲ張リ小鳥ヲ餌ニ出シテ此ノ児鷹ヲ捕ル、之ヲ「アガケ」ト唱ヘテ鷹匠 バストナル時ニ至テ親鷹天高ク飛テ舞上ル、児鷹モ同シク舞テ上ルモ及 ヲ生マス奇ト云ベシ、 アリ、是レハ綿毛ノ時捕リタル児鷹ニハ餌板ニ雀肉ヲ載セテ与フルモ児 ハス、之ヲ称シテ鷹ノ子別レト云フ、児鷹親ヲ失テ地ニ下ルヤ、 之ヲ仕込ムナリ、又タハシ鷹ト唱ルハ觜鷹ト書テアル通リ鷹ノ觜ヲ削リ、 ,親鷹他ノ鳥ヲ獲テ来リ、児鷹ノ力ニ耐エル丈ケノ鳥ヲ放ツ、児鷹直ニ 而シテ漸ク成長猟師ノ痛トナラ已ニ飛揚スルニ至レ 児鷹ノ觜ニアテガヘバ口ヲ開ク故ニ 亦夕箸鷹ト書キタルモ 猟師網 三及

う₆₅ くなり、 三十年代の前半も辛うじて国内で大鷹を入手出来ていたのだろう。 いは東北地方にて良い大鷹を入手できたという。 明治の初期ころまでは日本においても、 れば、 銃猟が盛んになると鳥類が乱獲され、 師が捕えた「アガケ」と呼ばれる児鷹を仕込み、鷹猟に用いていた。換言す に繋ぐ前に爪や觜などの鋭利なところを削る作業のことである。 た若鷹のことを指すと考えられる。また、「ハシ鷹」は捕獲した鷹を鷹部屋 史料中に出てくる「アガケ」とは 同時期には猟師から定期的に鷹を入手する経路があったことがわかる。 次第に国内においては良い大鷹を入手することは難しくなったとい 「網懸」のことであり、 鷹の餌となる鳥類はほとんど生息しな 北海道の松前や秋田県仙北郡、 田中が児鷹を入手した明治 その年に巣立っ

宮内省の公文書からは、既に明治三十年代の後半には国産の鷹を入手する

して香川県および高知県へ隼を入手するため出張している。 勤務の鍋島精次郎に同局属の福田善太郎、 帰京した。雛鳥三羽は新宿動物園へ送られている。また、 山形県へ出張し、 既二絶エタル」ため、 で買い取っている。 とんどがノスリであった。川尻に滞在中も大鷹や隼の目撃情報は多数寄せら 報告のあった川尻へと向かっている。ところが、隼として報告された鳥はほ 野駅を出発した。翌二十二日に盛岡へ到着すると、二十三日には隼がいると の出張も成果を得ず雛二羽を買い上げて帰京した。 るものであった。残りの二羽については、疑惑は残るが 分署では 羽捕獲ノ報知アリ、 れていた。 向かい、二十七日には新庄から更に四里離れた金山分署へ到着した。 岡崎は主猟局属の子林精一と鷹匠の青木多計志と共に、六月二十一日に上 「山形県ヨリ至急出張相成度旨」の一報を得ていた。岡崎は続いて山 一室に七羽の鷹が飼われていたが、このうち五羽はノスリに類似す 最終的に岡崎は、 大鷹は入手できず、 この間、二十二日に東京の主猟局から「山形県ヨリ隼五 岩手県済次第回ワレ」との電報を得ており、 参考として持ち帰ることにした。岡崎は岩手県および 隼の雛として持ち込まれた一羽を一○円一五銭 隼かもしれない雛鳥を三羽手に入れて 鷹匠の小林国松と長谷川臣が随行 「他ニ隼ヲ求ル 同時期には主猟局 しかし、こちら 二十五日に 金山 ノ望 形県

> 後、鷹匠が取り扱う大鷹は満州産のものが多くなっていく。 田難な状況にあったことがうかがえる。このほかに、大鷹を入手する手段と 困難な状況にあったことがうかがえる。このほかに、大鷹を入手する手段と とより隼についても、国内において入手する手段と に、上鷹を入手する手段と

(2) 大正・昭和期における鷹

四 激化した昭和十八年まで続けられました」と述べており、 認していきたい。鷹の入手について、 また、大正十三年十一月十二日には三羽、 ったのは、 況とあわせると、 定員が八名であったことを考えれば少なく、 段階で、 傾向を摑むことはできるだろう。まず、 たものである。史料の性格上、鷹と隼の内訳は判然としないが、おおよその 十四年の二年にわたり式部職主猟課が管理していた鷹と隼の増減を一覧にし 鷹の献上が始まったのは大正十三年からで…歴代関東軍司令官の名で毎年十 月に四ないし六羽の鷹が献上されました…この鷹の献上は、太平洋戦争が この点を念頭に置き、 次にこうした鷹をめぐる状況が大正・昭和期にどのように展開するの 以降、 鷹と隼をあわせて六羽しかいないという点である。 関東軍からの献上により定期的に鷹を入手できたことが想定される。 同十三年十月十九日に満州から大鷹十六羽を購入した点である。 鷹・隼ともに枯渇している様子がうかがえよう。 【表2】を確認していこう。同表は大正十三年と同 花見薫は「関東軍司令官から満州産の 注目をしたい点は大正十三年一月の 同十四年十月二十七日には四羽 前節で確認した明治期以来の状 大正十三年 (一九二 この時、

入したものと捕獲したものが半数ずつとなっている。

大鷹については、

据前

理されている。

隼は三

剥

大鷹は

一〇羽が記載され合計

一三羽であり、

大正

隼については、

購

調書を一覧にした 次に、昭和三年

【表3】を確認する。

隼は号数で、

大鷹は名称を付け管

ている実態が見えてくる。

(一九二八)

月の段階で主猟課が管理していた大鷹と隼

は、

に引き続き

一○羽以上の大鷹と隼がいることがわかる。

【表 2】大正 13 年·14 年大鷹·隼受払現在数表

_	_						
	年月	日		事由	受	払	現在数
	1月	1	日	前年より越高	6		6
	1月	29	日			2	4
	4月	26	日			1	3
	8月	25	日	大鷹雪山病死		1	2
+	10 月	09	日	隼鹿島より買上	1		3
大正	10月	19	日	大鷹満州より買上	16		19
13 年	10月	25	H	隼鹿島より買上	1		20
-4-	10月	27	日	隼鹿島より買上	2		22
	11月	03	Н	大鷹病死		1	21
	11月	12	日	大鷹献上	3		24
	11月	20	日	大鷹東京公園ニ廻ス		3	21
	11月	22	日	大鷹病死		1	20
	1月	26	\exists	隼病死		1	19
	2月	25	日	大鷹病死		1	18
	5月	04	H	大鷹廃棄		1	17
	6月	06	日	大鷹病死		1	16
+	6月	26	H	隼廃棄		3	13
大正	6月	28	日	岩瀬御猟場より巣鷹捕獲	2		15
14 年	7月	06	H	巣鷹廃棄		1	14
	8月	25	日	大鷹泰山廃棄		1	13
	9月	21	H	大鷹満州病死		1	12
	9月	29	日	大鷹長春廃棄		1	11
	10 月	27	日	大鷹献上	4		15
	11月	07	日	大鷹廃棄		1	14

「動物録大正 15年」(11192) 1号文書より作成

「動物録昭和3年」(11194) 10号文書より作成

入手

【表3】大鷹・隼調書(昭和3年1月19日現在)

○隼調	書
777	
3 30	1

売号 捕獲 廃棄 福田鷹匠 坂本鷹匠 坂本鷹匠 坂本鷹匠 水木鷹師 木見鷹匠 小林鷹師・花見鷹匠 小林鷹師・花見鷹匠 小林鷹師・花見鷹匠 小林鷹師 七号 購入 原棄 福田鷹匠 南玉江戸川筋御猟場 廃棄 福田鷹匠 福田鷹匠 福田鷹匠 福田鷹匠 本島 本島 本島 本島 本店 1月 15 日 秋田県仙北郡・購入 藤波鷹匠補 野地鷹匠補 野地鷹匠補 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 野地鷹匠補 七正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 野地鷹匠補 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 本見鷹匠 七見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 田田 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 田田 2 年 11 月 06 日 田田 2 年 11 月 06 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日	勺 奴	八丁	光米	7/白月1
参号 捕獲 廃棄 花見鷹匠 小林鷹師・花見鷹匠 小林鷹師・花見鷹匠 小林鷹師・花見鷹匠 坂本鷹匠 小林鷹師 福田鷹匠 坂本鷹匠 小林鷹師 福田鷹匠 「小林鷹師 福田鷹匠 「小林鷹師 福田鷹匠 「福田鷹匠 福田鷹匠 本島 本島 本島 本島 本島 本島 本島 西北 西北 西北 西北 西北 西北 西北 西	壱号	捕獲	廃棄	福田鷹匠
四号 捕獲	弐号	捕獲	廃棄	坂本鷹匠
五号 捕獲	参号	捕獲	廃棄	花見鷹匠
 六号 購入 戊号 購入 戊房 購入 戊廃棄 福田鷹匠 本島 本島 本店 井一号 購入 大正 10年 11 月 15日 秋田県仙北郡・購入 藤波鷹匠補 野地鷹匠補 野地鷹匠補 野地鷹匠補 大正 15年 11 月 01日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 野地鷹匠補 町和 2年 11 月 06日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 近州 昭和 2年 11 月 06日 関東軍司令官献上 在見鷹匠 世紀 2年 11 月 06日 日 関東軍司令官献上 世紀 2年 11 月 06日 日 関東軍司令官献上 	四号	捕獲		小林鷹師・花見鷹匠
 七号 購入 戊号 購入 戊房 購入 戊房 購入 埼玉江戸川筋御猟場 芹房 購入 大房 購入 大房 購入 大店 10年11月15日 大正 10年11月15日 大正 13年10月 南山東 大正 15年11月01日 大正 15年11月01日 大	五号	捕獲	廃棄	坂本鷹匠
八号 購入 廃棄 福田鷹匠 市子 購入 落鳥 落鳥 福田鷹匠 下号 購入	六号	購入		小林鷹師
大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 野地鷹匠補 野地鷹匠補 野地鷹匠補 野地鷹匠補 野地鷹匠補 野地鷹匠補 野地鷹匠補 野地鷹匠補 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 野地鷹匠補 田和 2 年 10 月 15 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 野地鷹匠補 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大正 15 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 田和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 大見鷹匠 日本 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 日本 2 年 11 月 06 日 日本 2 年 11 月 1	七号	購入	廃棄	福田鷹匠
十一号 購入 ○大鷹調書 店名 「腐名」 捕獲年月 「御幸野」 大正 10 年 11 月 15 日 大正 13 年 10 月 満州より購入 下面山 大正 15 年 11 月 01 日 「大正 15 年 11 月 01 日」 関東軍司令官献上 「大正 15 年 11 月 01 日」 関東軍司令官献上 「大正 15 年 11 月 01 日」 財地鷹匠補 「財地鷹匠補」 野地鷹匠補 「財地鷹匠補」 財地鷹匠補 「財本電司令官献上」 大忠鷹匠 「日和 2 年 11 月 06 日」 関東軍司令官献上 「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	八号	購入	廃棄	福田鷹匠
十一号 購入 ○大鷹調書 鷹名 捕獲年月 入手 据前 御幸野 大正 10 年 11 月 15 日 秋田県仙北郡・購入 藤波鷹匠補 山東 大正 13 年 10 月 満州より購入 南山 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 雲楠 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 雷州 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 武蔵野 昭和 2 年 10 月 15 日 埼玉鴨場捕獲 蒙古 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 満州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 全州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上	九号	埼玉江戸川筋御猟場	廃棄	福田鷹匠
○大鷹調書 鷹名 捕獲年月 入手 据前 御幸野 大正 10 年 11 月 15 日 秋田県仙北郡・購入 藤波鷹匠補 山東 大正 13 年 10 月 満州より購入 野地鷹匠補 南山 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 雷州 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 野地鷹匠補 武蔵野 昭和 2 年 10 月 15 日 埼玉鴨場捕獲 野地鷹匠補 蒙古 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 満州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 全州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 本見鷹匠	十号	購入	落鳥	
鷹名 捕獲年月 入手 据前 御幸野 大正 10 年 11 月 15 日 秋田県仙北郡・購入 藤波鷹匠補 山東 大正 13 年 10 月 満州より購入 野地鷹匠補 南山 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 雷州 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 野地鷹匠補 武蔵野 昭和 2 年 10 月 15 日 埼玉鴨場捕獲 野地鷹匠補 蒙古 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 満州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 全州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上	十一号	購入		
御幸野 大正 10 年 11 月 15 日 秋田県仙北郡・購入 藤波鷹匠補 山東 大正 13 年 10 月 満州より購入 野地鷹匠補 南山 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 雷州 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 野地鷹匠補 武蔵野 昭和 2 年 10 月 15 日 埼玉鴨場捕獲 野地鷹匠補 蒙古 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 満州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 全州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上	〇大鷹	調書		
山東 大正 13 年 10 月 満州より購入 野地鷹匠補 南山 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 審備 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 雷州 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 野地鷹匠補 武蔵野 昭和 2 年 10 月 15 日 埼玉鴨場捕獲 野地鷹匠補 蒙古 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 満州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠	鷹名	捕獲年月	入手	据前
南山 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 索備 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 雷州 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 野地鷹匠補 武蔵野 昭和 2 年 10 月 15 日 埼玉鴨場捕獲 野地鷹匠補 蒙古 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 資州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 本見鷹匠 全州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上	御幸野	大正 10 年 11 月 15 日	秋田県仙北郡・購入	藤波鷹匠補
泰嶺 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 坂本鷹匠 雷州 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 野地鷹匠補 或武政野 昭和 2 年 10 月 15 日 埼玉鴨場捕獲 関東軍司令官献上 花見鷹匠 蒙古 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 資州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 全州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上	山東	大正 13 年 10 月	満州より購入	野地鷹匠補
雷州 大正 15 年 11 月 01 日 関東軍司令官献上 野地鷹匠補 武蔵野 昭和 2 年 10 月 15 日 埼玉鴨場捕獲 蒙古 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 満州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上 全州 昭和 2 年 11 月 06 日 関東軍司令官献上	南山	大正 15 年 11 月 01 日	関東軍司令官献上	
武蔵野 昭和2年10月15日 埼玉鴨場捕獲 蒙古 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 満州 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上 全州 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上	泰嶺	大正 15 年 11 月 01 日	関東軍司令官献上	坂本鷹匠
蒙古 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上 花見鷹匠 満州 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上 全州 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上	雷州	大正 15 年 11 月 01 日	関東軍司令官献上	野地鷹匠補
満州 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上 全州 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上	武蔵野	昭和2年10月15日	埼玉鴨場捕獲	
全州 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上	蒙古	昭和2年11月06日	関東軍司令官献上	花見鷹匠
	満州	昭和2年11月06日	関東軍司令官献上	
鉄嶺 昭和2年11月06日 関東軍司令官献上	全州	昭和2年11月06日	関東軍司令官献上	
	鉄嶺	昭和2年11月06日	関東軍司令官献上	

廃棄

そらく茨城県鹿島郡) ていることがうかがえる。 上であると考えられ、 ことがわかる。 大鷹が献上されている。 多くは満州 一産の鷹を購入したり、 からの購入や御猟場で捕獲するものもあるが、 以降は大鷹と隼の数は一○羽から二○羽の間で安定し n は、 方、 花見が述べ 玉 丙 献上を受けたりすることで賄っている から の供給に注目 る関東軍司令官から すると 「鹿島」 Ó 数は少な 大鷹 の献 (お が、 0 年に 秋田

た大正十三年十月に満州から購入した大鷹は、 羽残るのみであっ 鷹匠が組織として整えられ、 多くは関東軍司令官から献上される鷹だったことがわか た。 武蔵野のように埼玉鴨場で捕獲されたものもあ 養成のための規則が作られたとしても、 昭和 三年の段階で既に山 肝 東が た

|県仙北郡で購入した御幸野が最も古い。

また、

【表2】で確認し

鷹がいなけ そうした鷹の供給が日本国内では賄いきれず、 れば鷹猟を実施することはできない。 主に満州産の鷹に依存 表 2 と 【表3】 から 心

鴨場から携行している。 チ延縄及囮用トシテ小鴨参拾五羽 和三年十月には、 や鷹匠が出張し、 大鷹については満州産に依存する傾向にあったが、 に「放鷹術研究用」 いかしながら、 捕獲することもあったのである。 鷹師の小林宇太郎と鷹匠の坂本貞生が茨城県鹿島郡軽野村 国内での捕獲をあきらめたわけではなかった。 の隼を捕獲するために出張している。 結果として二羽の隼を捕獲している。 (浜御苑鴨場ヨリ持参)鳩弐拾五羽」を埼玉 隼については国内に鷹師 この時は このように、 例えば、 「挟、モ 昭

おわりに

その概要を検討してきた。まずは、本稿で明らかにしたことをまとめていき本稿では、近代に宮内省が採用した鷹匠をめぐる組織、人、鷹について、

華族の庇護を受ける者もいたようである。明治十年代に入り、 せようとした意図があると考えられる 課雇として再び雇用された。この背景には、 加や浜離宮・植物御苑における鴨場の整備にあわせて、 年に田中らは免じられている。 掛」として採用し、 明治四年(一八七一)、宮内省は幕府鷹匠であった田中修三らを 鷹猟の復興を企図したが、その時は軌道に乗らず、 その後、 田中をはじめとした鷹匠らは、 鴨場の整備を田中ら鷹匠に担わ 田中らは宮内省内匠 外賓接待の増 「御鷹御用 同五 大名

あった広沢徳辰や小林宇太郎らは鷹匠に任じられ、これに先立つ同十六年九田中らは鴨場と共に内匠課から御猟場掛へと移された。同時期に内匠課雇で各地に皇室の御猟場が整備され、明治十七年一月に御猟場掛が置かれると

同職主猟課の所管となる。鷹匠らの本部は宮内省本省ではなく、当初は浜離らに、大正十年(一九二一)には主猟寮が式部職内に改組されると、以後は寮(明治四十一年)と組織が改められ、その所管も移り変わっていった。さ寮には田中が鷹匠取締に任じられた。宮内省における鷹匠の誕生である。

宮に置かれ、大正十五年に埼玉鴨場へと移り変わっている。

鷹匠らを取り仕切る役として、明治十六年に鷹匠取締が置かれ、その後に鷹匠らを取り仕切る役として、明治十六年に鷹匠取締が置かれ、その後にの定員は当初六名であったが、新浜鴨場の設置にともない七名、埼玉鴨場のの定員は当初六名であったが、新浜鴨場の設置にともない七名、埼玉鴨場ののに負は当初六名であったが、新浜鴨場の設置にともない七名、埼玉鴨場ののにした。

度は養成の成果があったことがうかがえよう。
また、宮内省の鷹匠組織の特徴としては、養成制度を設けた点である。明定は養成の成果があったことがうかがえよう。

たようだが、多くの場合は隼であり、大鷹を国内で供給することは難しくないで段々と難しくなっていたようである。次第に、満州産の大鷹に依存する手することも出来たようであるが、都市化が進み、狩猟が隆盛を向かえるな大鷹については、明治三十年代前半ころまでは日本国内で捕獲し鷹匠が入

っていたといえるだろう。

本稿では、近代の鷹匠と宮内省について検討してきた。確かに近世から近たれていたことも明らかになった。さらに、天皇による「御猟」を想引き継がれていることが明らかになった。さらに、天皇による「御猟」を想っている。しかし、鷹猟をめぐる技術や人材は一定程度、幕府から宮内省へ移り変わっていたことも明らかになった。

前稿では鷹猟で捕えた獲物が天皇に献上され、慰労などの意味合いも込め前稿では鷹猟で捕えた獲物が天皇に献上され、慰労などの意味合いも込め「日本の鷹狩文化」を考えるとき、近代において宮内省が実施した鷹猟と鷹但っていたことを明らかにした。これらの成果をあわせると、福田氏のいう匠たちもその「文化」の一翼を担って来たといえるのではないだろうか。近低か鷹匠や鷹猟が前近代から「大きくその役割を変容させた」ことは間違いない。しかし、大小はあるものの古代から中世、中世から近世への移行期にない。しかし、大小はあるものの古代から中世、中世から近世への移行期にあい。しかし、大小はあるものの古代から中世、中世から近世への移行期にない。しかし、大小はあるものの古代から中世、中世から近世への移行期にない。しかし、大小はあるものの古代から中世、中世から近世への移行期にない。しかし、大小はあるものの古代から中世、中世から近世への移行期にない。しかし、大小はあるものの古代から中世、中世から近世への移行期にない。とき、そのなかにある連続面と断絶面を紡ぎだす作業が、今後も必要なのではないか、と考えている。

泊

- (1) 宮内省式部職『放鷹』(吉川弘文館、一九三一年)。
- 究』吉川弘文館、二〇〇八年)。 (2) 根崎光男「鷹狩をめぐる将軍と天皇・公家」(同『江戸幕府放鷹制度の研
- (3) 福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』(勉誠出版、二〇二一年)。
- 4) 前掲、『鷹狩の日本史』四、五頁。

- | 房新社、二〇二〇年)三二九、三三〇頁。 | 安田寛子『幕末期の江戸幕府鷹場制度―徳川慶喜の政治構想―』(河出書
- 猟・鷹猟―」(『埼玉地方史』八七、二〇二三年) (6) 篠崎佑太「江戸川筋御猟場における「御猟」とその意義―贈答儀礼・網
- 五・A八・一五)。

 五・A八・一五)。

 五・A八・一五)。

 五・A八・一五)。

 五・A八・一五)。
- 三号文書)。 「進退録二明治四年」(宮内公文書館蔵、識別番号二〇八〇三一二) 二実際の採用時期は判然としない(「進退録三明治一七年」(二〇八一九一三) 一識別番号、文書番号のみを付す。宮内公文書館に残されている加納の履歴書中識別番号、文書番号のみを付す。宮内公文書館に残されている加納の履歴書中二日の号文書。以下、宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等については簿冊名と二四号文書。以下、宮内公文書館蔵、識別番号二〇八〇三一二) 二三号、三号文書)。

万延元年(一八六〇)二月に捉飼のため浜御殿へ臨んでいる

- (10) 八月十八日の浜離宮行幸については、供奉した吉井友実の日記に「今日初に、) 八月十八日の浜離宮行幸については、供奉した嵯峨実愛の日記に「於浜離宮此間 臨幸士四日の行幸については、供奉した嵯峨実愛の日記に「於浜離宮此間 臨幸士四日の行幸については、供奉した嵯峨実愛の日記に「於浜離宮此間 臨幸二被召浜殿へ 行幸……御鷹幷網打等之御興有リ」とある(「三峰日が天皇が鷹狩を見ていることがうかがえる。
- 九二四)に鷹匠補に採用されているので、それ以前の時期に関わる記述についは、近代の鷹匠の実態を知るうえで貴重であるが、花見自身は大正十三年(一(1) 花見薫『天皇の鷹匠』(草思社、二〇〇二年)一〇~一五頁。本書の内容

本史』 所収)

ては注意が必要である。

- (1) 「進退録明治五年」(二〇八〇四) 八号文書
- 2) 前掲、花見『天皇の鷹匠』一二頁
- (4) 前掲、花見『天皇の鷹匠』一一、一二頁。
- (15)『明治天皇紀』三(吉川弘文館、一九六九年)明治八年一月三十一日条。
- 求番号六一一・A八・○五)。 (16) 「会社 本社設立運輸営業願 開航社 加納重次」(東京都公文書館蔵、請
- 八·〇六)。 (17)「会社 開航社頭取改選届 田中修三」(東京都公文書館蔵、六一一·A
- ことがうかがえる(堀田幸義「鷹匠として生きる武士たち」、前掲『鷹狩の日る」と指摘している。近世においても「鷹事」を生業とすることが難しかった「経済的にも「鷹事」に専念できるような状態であったのかどうかは疑問であした堀田幸義は、鷹匠の職分が家業化していく過程を論じるなかで、鷹匠らは(18)鷹匠を生業とすることについて、近世における仙台藩伊達家の鷹匠を検討
- 田中修三」東京都公文書館蔵、請求番号六一一・D七・〇六)。 治十四年六月の改員改正で肝煎を退いている(「諸会社 開航社役員改正届(1)) 「進退録二明治十三年」(二〇八一三—二) 一一号。このためか、田中は明
- 研究年報』三、二〇一七年)。 (20) 水谷三公『将軍の庭―浜離宮と幕府政治の風景―』(中央公論新社、二〇
- (東京都、二〇一六年)。 (1)東京都公文書館編『延遼館の時代―明治ニッポンおもてなし事始め―』
- (22)「工事録一(概算伺)明治一一年」(三九六四―一)四三号文書
- (23) 「工事録三(概算伺)明治一二年」(三九六五一三)一〇号文書
- (24)「工事録一(概算伺)明治一三年」(三九六六—一)三〇号文書
- (25)「工事録二(概算伺)明治一三年」(三九六六—二)一四号文書。新宿植物

物館、二〇一八年)を参照のこと。 庭園改修へ―」(『新宿御苑―皇室庭園の時代―』新宿未来創造財団新宿歴史博御苑の鴨場については、辻岡健志「福羽逸人と新宿御苑―鴨場、小園芸場から

- 『明治天皇紀』四(吉川弘文館、一九七〇年)。
- (27) 「外賓接待録三四 独逸国皇孫来航の部 (一) 明治一二年」 (六〇二九七)

四号文書

- | 女小。 (28) 前掲、「外賓接待録三四 | 独逸国皇孫来航の部(一)明治一二年」一四号
- (2)「外賓接待録五明治一二年」(二六五五四一三)一号文書
- 年」(二〇八一九一五)三号文書。年」(二〇八一九一五)三号文書。四号文書、「進退録五明治一七
- (31)「進退録二明治一六年」(二〇八一六—二)一三〇号文書
- (32)「例規録明治一七年」(四一二九)一号文書
- (34) 前掲、「例規録二明治一七年」五五号文書。
- (35) 前掲、「進退録三明治一七年」五号文書。
- (36) 前揭、「進退録三明治一七年」一三号文書
- や高橋豊吉については、前掲篠崎「江戸川筋御猟場における「御猟」とその意(37) 前掲、「進退録五明治一七年」九二号文書。江戸川筋御猟場における見回
- (38)「上奏録三明治二一年」(八五四六—三)二三号文書

も参照のこと。

- (39)「皇室令録二明治四〇年」(一三〇四〇一二)一号文書。
- 「皇室令録一大正一〇年」(一三〇五五—一) 一三号文書。

 $\widehat{40}$

41

42

- 「例規録明治三四年」(一五九〇)一〇号文書。
- 「例規録明治四二年」(一五九三)五号文書。
- (4)「例規録明治二三年」(一五八六)八号文書。
- (4) 「例規録明治三二年」(一五八九) 九号文書。

- 45 七年)が詳しい ─明治期における皇室と千葉県の関係史─」(『千葉県の文書館』二二、二○ 新浜鴨場の設置経緯や利用については、辻岡健志「御料牧場・御猟場・鴨
- 前掲、「例規録明治三二年」九号文書
- 47 「例規録明治四十年」(一五九二)一二号文書。
- 48 前掲、花見『天皇の鷹匠』八九、九〇頁
- 49 御猟場における鳥猟をめぐって―」(『埼玉地方史』八八、二〇二三年)が発表 監守と餌差の役割を検討した榎本博「御鷹場から御猟場へ─捉飼場・江戸川筋 された。あわせて参照されたい。 ける「御猟」とその意義」を参照のこと。なお、近年江戸川筋御猟場における 江戸川筋御猟場における餌差については、前掲篠﨑 「江戸川筋御猟場にお
- 50 前掲、篠崎「江戸川筋御猟場における「御猟」とその意義」を参照のこと。
- 51 「例規録明治二二年」(一五八五)二四号文書
- 52 「例規録明治四一年」(一五九三)七号文書。
- 53 ·例規録大正一一年」(一九九九) 一一号文書。
- 54 前掲、花見『天皇の鷹匠』二一頁。
- 55 前掲、 「例規録明治二二年」二四号文書。
- 56 「山口正定日記一四」(三七三二九)明治二十二年八月二十日条。
- 57 「山口正定日記一六」(三七三三一)明治二十四年三月二十九日、 四月十九
- 58 「進退録明治三十六年」(二一二〇〇) 一五号文書。
- 前掲、花見『天皇の鷹匠』一六頁。
- 「進退録七昭和一一年」(二〇八七八—七)四三〇号文書

60 59

- 61 -山口正定日記二三」(三七三三八)明治三十一年六月四日条。
- 前揭、 『放鷹』六二七頁。

62

- 63 前揭、 『放鷹』三四三頁。
- 前掲、 『放鷹』三三四頁

- 65 前揭、『放鷹』三三四頁
- 66 特に断らない限り、引用は同史料による。 「大鷹及隼捕獲並伝書鳩に関する書類 明治三七年」(一六〇八)。以下、
- 67 年 る。 (二〇八三六—一) 一〇四号文書)。 明治三十一年四月十八日に岡崎国長は主猟官として御鷹掛に任じられてい 「御鷹」を担う業務についていたことが、うかがえる(「進退録一明治三一
- 68 「動物録明治二十八年」(一五八一)七号文書。
- 「動物録昭和三年」(一一一九四)一一号文書

69

【表1】宮内省鷹匠在勤表

名前 明治16年	明治17年 明治18年 明	明治19年 明治20年 明治21年	明治22年 明治23年 明治2	4年 明治25年 明治26年 明	月治27年 明治28年 明治29年 明	月治30年 明治31年 明治32年	明治33年 明治34年 即	治35年 明治36年 明治	37年 明治38年 明治3	9年 明治40年 明治41年 明治42年 明治43年	F 明治44年 明治45年 大正2年 大正3年 大正4年 大正5年	大正6年 大正7年 大正8年 大正9年	大正10年 大正11年 大正12年 大正13年
加納重次		Mary Mary Mary	911122 911120 91112			931102 931102	3 3 3 1 3 1 3 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	MIGOT SALOOT SAL	ST STEEL STEEL		7,111 9,111 7,112 7,113 7,13 7,	XEOT XETT XEOT XEOT	ALIO ALII ALII ALII
田中修三	(2月鷹匠)			(3月依頼免職									
(恒三郎) (9月鷹	匠取締)						(10月鷹匠長)		(1月病死)				
廣沢徳辰	(1月鷹匠)			(3月依頼免職									
小林宇太郎	(1月鷹匠)	(4月依賴兒	E職)				(12月鷹匠)				(5月新浜鴨場)	(12月鷹師)	
安藤知四一十一一	(1月鷹匠)				(8月論旨免職)	(4月鷹匠) (6月新浜鴨坊	(7月帰京)	(11月病死)					
田中権之助	(1月鷹匠)			(3月依頼免職									
逸見興光	(1月鷹匠)				(8月論旨免職)								
高橋豊吉	(11月鷹匠) (2	2月宮内省雇免)											
坂本已三郎	(11) (10)	373.78	(4月鷹匠)				(7月新浜鴨場)			(5月鷹匠長) (5月鷹師)		(6月依頼免職)	
青木多計志							(7月初供写物)			(3万馬匹尺)(3万馬叩)		(0万以积元吨)	
長谷川臣			(8月鷹匠生徒)	(10月鷹匠)							(4月依頼免職)		(7月鷹匠、8月浜御苑鴨場)
佐藤平吉			(8月鷹匠生徒)	(10月鷹匠)			(7月依頼免職)	(11月鷹匠)				(6月依頼免職)	
			(8月鷹匠生徒)	(10月鷹匠)				(8	8月清国にて戦死)				
田中(加納)定次郎	(1月依頼免職)				(10月鷹匠)							(5月依賴免職)	
杉本吉五郎					(10月腐匠)	(12月雑役、新浜	卸料地)						
小林國松						(6月鷹匠)				(10月病気により依頼免職)		
原久成									(12月鳥養人より鷹匠)	(7月病死)			
村越文次郎										(11月鷹匠、12月大袋鴨場)			(3月依賴免職)
石崎政太郎										(4月鷹匠生) (11月鷹匠)	+	(11月依頼免職)	(5月鷹匠、6月新浜鴨場) (7月浜御苑鴨場)
峯﨑仙蔵										(4月際匠生) (11月際匠)		(2月新浜鴨場)	(6月浜御苑鴨場)
村越貞之助											(12月際匠生)	(6月鷹匠)	(2月依頼免職)
天笠久											(12月廣匠生)	(7月免職	
吉田虎之助											(12)1091)		
福田亮助												(3月鷹匠生)	(5月培
飯島佐一												(12月鷹匠、浜御)	
												(8月鷹匠生) (6月鷹匠	(6月鷹匠、7月浜御苑)
山田恒雄												(10月鷹匠生)	(3月依賴免職) (5月鷹
峯﨑寒太郎												(4月鷹匠生)	
寺尾太郎													(11月鷹匠補)(4月免)
戸辺輿四郎													(10月鷹匠補)
坂本貞生													(6月際匠、7月浜御苑、8月依朝 (11月應匠補);(4月免) (10月應匠補) (10月應匠補)
野地市太郎													
藤浪生一郎													
花見薫													
井上一郎													:(8月廟
松本政義													
高木薫													
関根正信													
福田正衛													
岡村良松													
飯生豊作													
浜野安邦) をもとに作成。											

近代の鷹匠と宮内省

大正14年	大正15	5年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	三 昭和11:	平 昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
		(12月	埼玉鴨場			(8月依頼免	職)														
+	(9月	浜御	苑鴨場)		(8月埼	玉鴨場、鷹印	(i)			(6月依)	順免職)										
(9月)	埼玉鴨場)	(9月業	升浜鴨場)		(8月浜	御苑鴨場)		(7月新	兵鴨場)	(6月鷹自	7月埼玉頓	湯) (6月	事故死)								
	(4月依頼	頁免職	()																		
E鴨場)																					
	御苑鴨場	r) (C	1月埼玉鴨	場)						(7月新	兵鴨場)		6月鷹師)								
1月依頼免																					
Ē)																					
2職)																					
(5月鷹)	匠)	(1月埼玉県	- 場)	(8月新	浜鴨場)		(7月浜	卸苑鴨場)				+ + + +					(3月埼玉鴨	場)		
(5月鷹)	匠) (9月		鴨場)									(6月)	f浜鴨場)					(3月浜御苑		(8月埼玉鴨場	、9月依頼免罪
(4月鷹)			埼玉鴨場		匠、埼玉鴨場																御苑鴨場)
1 1					江、河 正物核	7														(8/18/1	中夕1.100-967
		(11月	鷹匠補)				(3月依頼免	」職)													
[補]			(1:	2月鷹匠、埼ヨ														(3月新浜鴨	場)		
				(2月鷹匠補			(11	月鷹匠)													
						、埼玉鴨場			場、11月鷹匠		五鴨場)						(3月臨時応	召、休職)			(8月応召解)
							(5月鷹匠補	1													
								(8月鷹	正補、埼玉 鴨	場) (7月新	兵鴨場)	(9月)	(10月) 奇玉鴨場)	奪匠、埼玉鴨 (2月散兵退職)	場) (1月鷹匠、休職		(6月復職)				
									(5月鷹)	匠補、埼玉鴨	(4月依頼5	危職)									
												『匠補、埼玉	BD 共L/		/10	月徴兵、休耳					
											(7月牖				(12			(11	月復職)		
												(5月鷹匠	補、埼玉鴨場)		(3月徴兵、	休職)		(1月鷹匠、草	战病死)	
												1 1 1			匠補、埼玉県	場)		† - - - - - - - - - - 		木職) (1月	鷹匠、戦病列